

令和元年9月定例会 総務委員会（事前）

令和元年9月13日（金）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

岡田委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時38分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の9月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料）

- 議案第1号 令和元年度徳島県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第18号 徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第19号 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正について
- 議案第20号 徳島県地方警察職員定員条例及び徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正について
- 報告第4号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分等の報告について

【報告事項】

なし

根本警察本部長

私からは、主要施策の推進状況について御報告いたします。

まず、身近な犯罪の徹底抑止でございます。

本年8月末現在、刑法犯の認知件数は2,032件、昨年同期比マイナス19件でございます。特殊詐欺については、8月末現在、被害件数21件、被害総額は約4,000万円で、昨年同期と比較して、件数及び被害総額ともに減少しております。また、だまされたふり作戦等により8件3人の実行犯を検挙したほか、現在、警視庁等と合同で犯行グループの実態解明に向けた捜査を進めているところでございます。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙でございます。

本年8月末現在、殺人、強盗などの重要犯罪は、認知件数23件、検挙件数24件、検挙率104.3パーセントでございます。さきの定例会以降、東みよし町における殺人未遂事件、徳島市における監禁、強制性交等事件などの発生がございましたが、いずれも早期に犯人を検挙いたしました。

重要事件発生時には、引き続き、本部や各警察署が連携して捜査員を集中的に運用するほか、DNA型鑑定等の科学捜査により、早期検挙に向けた取組を推進してまいります。

第3は、交通死亡事故の徹底抑止でございます。

昨日現在、交通事故の死者数は28人と、前年同期と比較して6人増加でございます。また、8月には、本年5回目の交通死亡事故多発警報が発令されているところでございます。これらを分析いたしますと、全体の半数が夜間の事故であり、死者数の約7割が高齢者でございます。

今後、年末にかけ日没が早まり、薄暮時や夜間の事故の増加が懸念されますが、今月21日からの秋の全国交通安全運動では関係機関・団体と連携して街頭活動や広報啓発を強化し、交通事故を1件でも減少させるよう努めてまいります。

第4は、大規模災害、テロ等への徹底対処でございます。

本年も、台風等により各地で被害が発生しておりますが、県警察においては、各種災害を想定した訓練を重ね、有事への備えに万全を期しているところでございます。先般、防災の日には、徳島県総合防災訓練に参画し、広域緊急援助隊によるオフロードバイクでの被害情報の収集訓練や、消防等と連携し倒壊家屋からの救出・救助活動などを実施いたしました。各警察署においても、自治体を実施する防災訓練に参加し、連携の強化に努めているところでございます。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催まで1年を切りましたが、引き続き、テロ対策にも万全を期してまいります。

第5は、組織基盤の徹底強化でございます。

来年4月には、阿南と那賀の両警察署を統合予定でございます。現在、地元住民の方々への説明等の諸準備を進めているところでございます。本定例会には、警察署の名称に関する条例、統合に向けた補正予算案を上程することとしており、御審議のほどをお願いいたします。

以上、主要施策の推進状況について、御説明いたしました。

委員の皆様には、引き続き、警察活動に対する御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

山本警務部理事官

私からは、お手元にお配りしております総務委員会説明資料に基づきまして、令和元年度一般会計予算9月補正予算案について、御説明いたします。

説明資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算総括表でございますが、総額で1,221万9,000円の増額補正をお願いしております。

次に、2ページをお開きください。

補正予算に係る事業について、御説明いたします。

資料の上から2番目に記載してあります、警察本部費の管理運営費として1,221万9,000円を計上しております。この経費は、令和2年4月1日に統合を予定しております阿南警察署と那賀警察署の庁舎の一部やシステムの改修などに要する経費でございます。

以上、令和元年度一般会計予算9月補正予算案について、御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

神谷警務部長

私からは、条例案について、御説明いたします。

お手元の説明資料の3ページを御覧ください。

まず、徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例案について、御説明いたします。

制定の理由は、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、本県の会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する事項を定める必要があるためでございます。

条例の概要は、会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関して、フルタイムの警察職員については、給料及び通勤手当、期末手当等の諸手当を支給することとしております。パートタイムの警察職員については、報酬及び期末手当を支給するとともに、通勤に要する費用等の弁償を行うこととしております。その他、詳細事項は任命権者が定めることとしております。

なお、施行期日は、改正地方公務員法等の施行日である令和2年4月1日としております。

続きまして、4ページを御覧ください。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例案について、御説明いたします。

改正の理由は、県警察が、来年4月に阿南警察署と那賀警察署を統合することに伴い、統合後の警察署の名称、位置及び管轄区域を定める必要があるためでございます。

条例改正の概要は、徳島県阿南警察署と徳島県那賀警察署の管轄区域を統合し、統合後の区域を管轄する警察署の名称を徳島県阿南警察署、その位置を阿南市富岡町といたします。この警察署の管轄区域は阿南市、那賀郡となります。

また、この警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の改正に伴いまして、徳島県警察署協議会条例も併せて改正することとしております。統合を行う二つの警察署協議会の現在の民間委員の方々につきまして、任期が終了するまでは、引き続き、統合後の警察署協議会の委員となるよう、所要の経過措置を設けるものでございます。

なお、施行期日は、令和2年4月1日としております。

続きまして、5ページを御覧ください。

徳島県地方警察職員定員条例及び徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、御説明いたします。

改正の理由は、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整備を行う必要があるためでございます。

条例改正の概要は、徳島県地方警察職員定員条例及び徳島県地方警察職員の給与に関する条例について、会計年度任用職員制度の創設に伴い、職員の定義等の規定の整備を行うこととしております。

なお、施行期日は、令和2年4月1日としております。

以上が、条例案の概要でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

岡崎首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、報告させていただきます。

今回の報告は、3件でございます。

お手元の総務委員会説明資料の6ページを御覧ください。

1件目は、平成31年4月22日、小松島警察署員が駐車場から鑑識車両を移動中、ブロック塀及び直近に駐車していた相手方車両に衝突した人身事故でございまして、県の賠償金額を26万3,826円と決定し、和解いたしました。

2件目は、令和元年6月21日、本部捜査第一課員が駐車場において捜査車両から降車する際、ドアが風にあおられ、隣に駐車中の相手方車両に接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を7万2,045円と決定し、和解いたしました。

3件目は、令和元年7月11日、本部交通機動隊員が民間訓練施設内において訓練中、公用二輪車の白バイが外周フェンスに接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を6万5,340円と決定し、和解いたしました。

専決処分の報告は、以上でございます。

岡田委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

岩佐委員

今回提出されております、令和元年度徳島県一般会計補正予算、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正に関して、何点か質問させていただきたいと思っております。

今回、約1,200万円の補正予算が上がっていて、阿南警察署と那賀警察署の統合に係る施設の改修費用ということで少し説明があったわけですが、この予算の詳細な内容について、まずお聞かせください。

高橋会計課長

御質問の約1,200万円の警察本部費の補正予算案の内容について、御説明いたします。

冒頭の説明にありましたように、来年4月1日には、阿南・那賀の警察署を統合いたします。補正予算案の主な事業内容についてでありますけれども、那賀庁舎の1階部分を現在の警察署から交番として活用する必要がありまして、そのスペース等を間仕切る修繕費用で約800万円。それから、運転免許関係や交通規制を管理するシステムがございまして、現在は那賀という名前でそれぞれコード番号等が振られているのを改修する必要がありまして、この改修経費で約280万円。その他、警察署の看板、当然駐在所の看板も現在的那賀警察署何々駐在所となっておりますけれども、そこらあたりの関係の経費であると

か、広報や引っ越し経費を含めて約140万円。これら大きな3点を含めて約1,200万円の補正予算案を上程したいと考えております。

岩佐委員

さきの6月定例会の中でも説明を頂いて、那賀庁舎を交番化するという事で、交番化に伴う予算約800万円と、いろんなシステム改修で約280万円ということですが、4月1日に阿南警察署と那賀警察署の統合が決まっています、それに伴い、今回、警察署の名称も変わるということで条例改正も出ています。今の説明では、徳島県阿南警察署の方向でいくとのことですが、事前にパブリックコメントを実施したということも聞いています。パブリックコメントの中で、県民からはどのような反応があったのでしょうか。

船本企画課長

統合警察署の名称案につきまして、県民の方の御意見等という質問でございます。

名称案につきましては、警察法施行令に規定をされております基準でありますとか、関係する市町の首長、また町議会、団体などから意見を頂きまして、それを踏まえまして名称案を阿南警察署として、広く県民の御意見を賜ったところでございます。

パブリックコメントは、本年6月17日から7月17日までの1か月間実施をいたしまして、284名の方から294件の御意見を頂いたものでございます。御意見につきましては、阿南那賀警察署、徳島南警察署など、別の名称案についての御意見もございましたが、阿南警察署の名称案に賛同する御意見が8割を超えて寄せられたところでございます。

その他、名称に関する御意見ではございませんでしたけれど、統合しても地域の治安が守られるようにしっかりと取り組んでほしいといったような御意見も賜ったものでございます。

岩佐委員

パブリックコメントの結果、阿南警察署ということに8割の方から賛同を頂いたということで、この結果も尊重していかなければいけないと思っております。その他の御意見として、住民の不安がないようにというような御意見もあったわけなので、統合により、一番は治安の維持が大切になってくるので、その意見を大切にしていきたいと思っております。

次に、今回、統合した後の窓口業務のフォローアップについて、質問させていただきます。交番化することで、今まで那賀警察署でできていた窓口業務を阿南警察署のほうに移行する方向であると6月定例会で説明を頂き、私のほうから、那賀町の住民の方の利便性が低下しないようなフォローアップを検討してほしいという要望をさせていただきました。

さきの新聞報道に、相生のほうで阿南警察署と那賀警察署の統合について、説明会を行ったというような記事がありました。阿南警察署で窓口業務、特に、道路規制や工事に関係するような申請もあるかと思えます。こういったものを阿南警察署で全部した場合、阿南警察署まで遠い所で90キロメートル近い距離があり、車で行ったとしても2時間近く掛かってしまうような状況で、業者の方にとってもいろんな不便をかけることもある

うかと思えます。その中で、週1回程度、現那賀警察署において対応窓口を設けるというような記事が載っていたわけですが、その説明会の内容や、その後の検討状況を教えていただきたいと思えます。

船本企画課長

先般、実施いたしました説明会の概要等についての御質問でございます。

統合後の那賀庁舎での窓口業務でございますけれども、6月定例会でも御答弁させていただきましたとおり、交番化に伴いまして、原則は、阿南警察署に集約する予定としております。ただし、さきの6月定例会でも、委員のほうから、行政サービスが低下しないような対策についての御要望も頂いているところでございます。

そこで、県警察では、交番化する予定の那賀庁舎におきまして、取扱いが多く、よりニーズの高かった道路使用許可につきまして、その申請の受理や許可証交付の窓口の設置を検討しているところでございます。現在、一部マスコミ報道でという話もございましたとおり、管内の事業者の方々と意見交換を行っているところでございます。さきに実施しました説明会におきましては、業者の方から、阿南警察署まで行かなくて有り難いという声も頂いておりますし、一部新聞にありますように、回数 of 検討をお願いできませんかというようなこともございました。

こういった住民の方々のいろんな御意見を受けまして、県警察としましては、道路使用許可申請に係る地域住民の方々の利便性が、統合の前後で変わることがないように検討を進めているところでございます。

岩佐委員

那賀警察署を交番化した後でも週1回程度の対応ということですが、新聞記事の中で、事前審査をFAXやメールで行うということで、通常、道路使用許可を頂くために、書類を提出して許可をもらうかと思えますけれども、事前審査を行うというようなことが書かれています。

これによるメリットや、那賀警察署でそういった審査を行って交付するのか、その辺を丁寧に御説明いただけたらと思えます。

船本企画課長

事前審査に係る御質問でございます。

阿南警察署と那賀警察署が統合するというところで、古くは平成28年から地元の説明に入っております。説明をしていく中で、道路使用許可につきまして、いろんな御意見を頂きました。その中で、委員がおっしゃったとおり、申請に当たりましては、申請書を警察署の窓口を持参して許可申請の受付をするということになっておりますけれども、このときに書類の不備や、その場で直せないような大きな誤記があったような場合には、再度書き直していただいて、もう一度持ってきていただけませんかというようなことをやりました。

つまり、申請が受理されるまで1回ではなく、2回、3回と警察署に足を運ばなければいけないことが実情としてあると説明会の中で地元の方から御意見を頂きまして、それで

あれば事前審査ということで、事前に申請いただく内容につきまして、FAXや電子メールを頂き事前審査をしまして、このように記載してくださいと正しい記載をしていただいて窓口に来ていただく。そういうことになると、2回、3回と足を運ばなくてすむのではないかという意味合いを込めまして、事前審査という制度を設けたらどうかと検討しているところでございます。

岩佐委員

まだ検討中であるということですが、その他も含めて、那賀町の住民の方々にとって利便性を損なわないような対応が必要だと思いますので、そういった検討を進めていただきたいとともに、利便性確保という点において、付託委員会でも聞かせていただきたいと思っております。

最後に、警察署再編整備の方向性について、お聞かせいただきたいと思っております。

この度の予算要求内容からも、阿南・那賀警察署の統合が4月1日で目前に迫っているところですが、この阿南・那賀警察署の統合以降、警察署の統合予定はないのでしょうか。今後の警察署再編整備について、所見をお伺いしたいと思っております。

船本企画課長

警察署の再編整備についての御質問でございます。

県警察では、平成26年に実施いたしました西部4警察署の統合の成果を踏まえまして、平成29年3月に警察署再編整備等総合計画を策定いたしました。この計画に基づきまして、平成30年には、徳島市周辺4署を統合したところでございます。この度の阿南・那賀警察署の統合をもちまして、これまで県警察が進めてきました警察署の統合計画は完了する予定でございます。

しかしながら、今後とも、治安や社会情勢は大きく変化するものと認識しております。こうした変化に的確に対応するためには、限られた人員を、より効果的に配置・運用することが重要であると認識しておりますので、引き続き、変化に柔軟に対応できるよう不断の見直しに努めてまいり所存でございます。

達田委員

今回提案されております条例案で、徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、お尋ねしたいと思います。

今回、会計年度任用職員制度が創設されるということですが、現行の制度と比べてどう違うのか。現行は、臨時や非常勤と言われていると思うのですが、どういう方が何人いて、どういう仕事をしているのか、現行の状況を教えていただけたらと思っております。

生原警務課長

現在の臨時職員、非常勤職員の任用状況でございます。

令和元年5月1日現在、県警察で任用しております臨時職員につきましては23人、非常勤職員は166人という状況でございます。

臨時職員につきましては、臨時的な業務の繁忙等によりまして、正規職員の業務を補助する職でございます。フルタイムで任用してございます。一方、非常勤職員につきましては、特定の知識・経験を必要とする専門性を有する職でございます。パートタイムで任用している状況でございます。

達田委員

国から示されておりましたのは、現行では、特別職非常勤、臨時職の任用、一般職非常勤の方たちが、特別職非常勤と臨時的任用と会計年度任用職員になりますということで、条例の中では、この会計年度任用職員の中に、フルタイムとパートタイムに新しく分けるというようなことが書かれています。

特別職非常勤だけでも、学識・経験のある人は会計年度任用職員に入らないで、そのまま「学識・経験ある人」で特別職非常勤ということになると図に書いてあるのですけれども、今現在、臨時職員の方で、特別職非常勤に当たる方、それから、臨時職の任用に当たっている方も常勤の欠員が生じた場合に厳格化しますとなっているのですけれども、今おっしゃっていただいた23人の臨時職員の方は、どういう内容の方なのでしょうか。

生原警務課長

先ほど委員がおっしゃったように、臨時的任用職員という名称が整理されました。正規職員の事務補助を行っています臨時職員は、今回の法改正によりまして、臨時的任用職員の任用要件が、正規職員に欠員が生じ同じ業務に従事させる場合に厳格化されましたので、県警察では、今後、臨時的任用職員としての任用は限定的になってくるのではないかと考えてございます。

一方、非常勤特別職につきましては、今回の法改正によりまして、任用の要件が専門的な知識・経験に基づきまして、大所高所からの助言を行う場合などに厳格化されておりますので、県警察では、警察署協議会委員や留置施設視察委員会委員などが、引き続き職として任用されるものと考えております。

達田委員

この会計年度任用職員について、フルタイムとパートタイムで分けられているのですけれども、フルタイム会計年度任用警察職員にあっては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、超過勤務手当等、いろいろと手当が付いているのですけれども、パートタイム会計年度任用警察職員にあっては、報酬及び期末手当、それから通勤に要する費用ということになっているのですが、今現在の状況はどうなのか、どこが良くなるのか教えてください。

岡田委員長

小休します。（11時08分）

岡田委員長

再開します。（11時08分）

生原警務課長

現在の臨時職員と非常勤職員の手当や報酬の関係でございますけれども、臨時職員につきましては、賃金として、給料や通勤手当、ボーナスを支払ってございます。

一方、非常勤職員につきましては、報酬ということで、日額掛ける日数を支払っておりまして、その他手当等はございません。

達田委員

つまり、様々な手当が付くようになりますということですよ。任用期間についてはどうですか。

岡田委員長

小休します。（11時09分）

岡田委員長

再開します。（11時09分）

生原警務課長

任用期間の御質問でございますけれども、現在、県警察で任用しております臨時職員につきましては、毎年度所属を変えて任用してございまして、同じ所属での連続任用は最大1年でございます。

一方、非常勤職員につきましては、連続任用は可能でございます。今回、会計年度任用職員になりますと、連続して任用もできるようになります。

達田委員

継続して任用できるようになるというのは、最長何年とか決まっているのでしょうか。

生原警務課長

任用の期間でございますけれども、原則、フルタイムの場合は3年、パートタイムの場合は5年と考えております。

達田委員

今まではいろんな手当がなかったのですが、今回の改正で様々な手当が付くようになりますということですが、そのフルタイム及びパートタイム、パートタイムというのが今いるのかどうか分からないですけれども、どの程度報酬が、いろいろと手当が付いてアップするのか、それは計算されているのでしょうか。

高橋会計課長

現行の臨時職員と非常勤職員が、この会計年度任用職員制度によって、どのような勤務形態になるのか、フルタイム、パートタイムを含めて現時点では未定であります。

会計年度任用職員制度になりますと、現行の賃金や報酬額がそのまま適用されるわけではありませんので、新しい条例に基づき、新たな給与水準によって支給することになります。

したがって、単純に双方を比較することは難しいという部分と、個々の報酬が変動しますので、個々の業務に応じて答弁することが適切かどうかということがありますので、答弁は差し控えさせていただきます。

達田委員

少し語尾が聞き取りにくかったのですが、先ほど、非常勤職員の数が166名とおっしゃいましたね。会計年度任用職員制度になりますといっても、職員の数がどんと増えたり減ったりすることはないと思うんです。ですから、現況で考えて、いろんな手当が付きますとなった場合に、どれくらいアップになるのか。つまり、どれくらい予算が別に必要になるのかということをお尋ねしているんです。

高橋会計課長

先ほど、個々の報酬について答弁しましたが、これについては、単純に比較することは難しいという話をしてまいりました。

予算についてであります。委員からもありましたように、飽くまで仮定でありますけれども、現行の賃金・報酬がそのまま適用された場合、ごく粗い試算でありますけれども、警察費において約8,800万円の増加が見込まれております。

いずれにしても、どのような形態で勤務するのか、雇用するのかは未定でありますので、決算においては大きく変動する可能性があり、現在は見込みの予算ということであり、今後、採用形態が決まるとおぼやかしく思いますので、令和2年度予算で適切に反映してまいりたいと考えております。

達田委員

そうしますと、増えるのは間違いないのですが、フルタイムとパートタイムの仕事は、来年度からどういうふうに分けていくのか。パートタイムの方がどんと増えるのか、そこはちょっと分かりにくいのですが。

生原警務課長

どのように今の臨時職員、非常勤職員の職が移行されていくのかということでございます。それにつきましては、業務の性質や困難度など、従事する業務の内容で職を区分いたしまして、フルタイム、パートタイムのいずれかに移行することになるかと思っておりますけれども、現在のところはまだ検討中でございます。

いずれにしても、各所属におけます体制でありますとか、業務の量や内容を勘案しまして、県当局と協議し、必要なポストに会計年度任用職員を任用してまいりたいと考えております。

達田委員

フルタイム、パートタイム、どちらにしましても正規職員の補助的な仕事をされていると思います。ですから、この案で見ますと、手当をたくさん付けるよりも、手当が少ないパートタイムにしたほうが予算が少なくてすむというようなことで、パートタイムの人を多く増やしてしまわれたら本当に困るという感じがするのですけれども、そういうことはないですよ。

生原警務課長

先ほど答弁させていただきましたように、各所属における正規職員の体制であったり、業務の内容や量などを勘案いたしまして、県当局と協議の上、必要なポストに会計年度任用職員を任用してまいりたいと考えてございます。

達田委員

今、官製ワーキングプアというようなことも言われておりまして、非常に賃金の低い労働者を公務労働の中でも増やしていくようなことが問題になっております。この制度が、今まで付かなかった手当が付いて給料も上がった、働きやすくなったという制度になっていただけるように、安い労働力を増やしていくことにならないように、是非お願いしておきたいと思います。よろしくお願いして終わります。

扶川委員

会計年度任用職員制度に関心を持っていたのですが、知事部局のほうで聞こうと思うのでやめておきます。

議案と関係ないのですが今聞いておかないといけないので。と言うのは、この10月に板野町議会議員選挙が予定されていまして、先日は9月10日に上板町議会議員選挙が無投票ということで終わりました。その中で、いろんな風評が流れておりまして、特に買収行為が毎行われていると。今回も、同じようなことがやられるので、1万円になるのか、1万5,000円になるのか楽しみにしているみたいな風評が流れているんです。

これまで県警として、き然とした対応をしてこられたと思うのですが、過去どのように買収事件を検挙してこられたのか、説明をお願いします。

川端刑事部首席参事官

県警察の買収事件の取締り状況でございますが、公職選挙法違反のうち、買収事件の検挙状況についてお答えいたします。

買収には、現金買収、物品買収、それから飲食等を提供する供応買収がございますが、平成20年以降、県警察では85件の事件を送致し、436人を検挙しているところでございます。

扶川委員

平成30年には、神山町で立候補を抑えるような事件があつて検挙されたと記憶しております。こういうことがありますと、選挙自体の内容が全く有権者の正しい判断を反映しないものになってしまうと、政治がゆがんでしまうことは言うまでもありません。そういう

議論を住民の中でされるのを囑望するのですけれども、結局、お金を1回受け取ってしまうと自分も共犯者になるので、やはりまずいと思っても警察に届出をすることができない。両方罰せられてしまうので、なかなか表に出てこないというのが、制度の一番欠陥ではないかと前から思っています。受け取った人が、1回こんな物を持ってきたけど、良くないから返しますと警察に願い出た場合に、お金を渡した側だけが罰せられるように法律上なれば良いと思っっているのですけれど、今はそうなっていません。

しかし運用上、そこは善意で、やはり良くないから届出をしますとおっしゃっている方には寛大な対応をしていただくと、そこら辺の問題が解決に近づくのではないかと思うのですけれど、どのように考えられていますか。

川端刑事部首席参事官

供与の申込みがあって、それを直ちに警察に届ける。それでもって、受供与が成立するか否かは、個別具体的に判断する必要がございます。ただ、受け取った場合に、これを起訴するか起訴猶予とするかは検察の判断でございまして、私どもの所見を申し上げる立場にはございません。

いずれにいたしましても、県警察といたしましては、違反行為に対しましては厳正な取締りに当たってまいるということには変わりはありません。

扶川委員

実際に、板野町議会議員選挙を前にして、そういう風評が流れております。事実でないかも分かりませんので、余り具体的なことは申しません。

とにかく、選挙を汚すようなことがないように、今の時期から厳しく目を光らせていただきたい。そして、住民からの通報があった場合には、匿名の通報などもあるかもしれませんが、やはりきちんと対応していただきたいとお願いしたいのですが、いかがですか。

川端刑事部首席参事官

選挙が公正に行われて、県民の意思が正しく政治に反映されることは、正に民主主義の根幹をなすものであり、これまでの選挙取締りにおきましても、違反行為に対しましては、厳正な取締りを行ってきたところでございます。

県警察といたしましては、引き続き、厳正公平かつ不偏不党の立場を堅持し、違反行為の取締りに当たっていく所存でございます。

扶川委員

是非よろしく願いいたします。

あと、再編のことで少し質問させていただきます。先ほど、今後の予定について、警察署自体の統廃合はないけれどもという話でした。恐らく、これから駐在所の統廃合による交番化などが進められていくというふうに思うのですけれども、その中で、例えば私の在所の板野町は、元々交番がありません。上板町もありません。

駐在所に駐在する方というのは、非常に住民と密着して親しまれていて、私も一緒に運動会に参加して住民と交流したこともございますが、それがために情報も集めやすくなる

のではないかと日頃から思っておりました。ある時に、お年寄りが行方不明になられて、駐在所の警察官がオートバイで走り回って発見して事なきを得たということがあって、日頃から地域にしっかりと密着して活動しておられる成果だと感心したことがあります。

これに対して、交番のイメージは取締りのイメージが少し強くありまして、パトカーでやって来て悪いことをしている者はいないかと見て回る、来たらどきっとするような対象として見られている場合が多いように思います。しかし、そうではないと、交番であっても住民の皆さんと密着した活動をしているということをもっとアピールして、犯罪者に対しては怖がられるけれども、住民からは愛されると言ったら言い過ぎかもしれませんが、親しみを持たれる警察官であってこそ、初めて情報収集できるし、円滑な治安維持の業務もできるのではないかと思います。

そのような観点で、これから再編統合に当たっては取り組んでいただきたい。そういう意味では、交番の業務内容について、今申し上げたような住民との距離感を縮めるように、目線が高くないように統廃合してほしいとお願いしたいと思うのですけれども、考えをお聞かせください。

船本企画課長

交番・駐在所の統合の関係の御質問でございます。

今年2月に、地域警察の再構築に向けた中長期ビジョンを策定・公表させていただきました。一つは、駐在所を統合いたしまして交番化していくこと、その一方で、もう一つは、警察署から山や海でありますとかの遠い所にある駐在所は、引き続き駐在所機能を維持していこうという大きな基本方針を二つお示しをして、具体的な計画に向けて作業を進めているところでございます。

委員から御指摘のございました、駐在所と交番の違いでございますけれども、駐在所は、いわゆる日勤勤務でございます。朝から夕方まで勤務をしております。勤務を終了しますと基本的に休暇ということになります。一方、交番は、正に24時間、警察官が活動する拠点でございます。この春からは、複数勤務を徹底しようと、一つの泊まりに最低2人は勤務しようということで、複数勤務と24時間勤務を3交代で、日が変われば新しい勤務員がやって来るというシステムでございます。申し上げましたように、日勤勤務である駐在所と24時間勤務のできる交番ということでございますので、治安維持を行う上では、非常に良い施策というふうに考えております。

一つ御指摘のございました、交番勤務員の敷居が高いのではないかとのお話でございますけれども、地域警察官でございますので、駐在所で勤務していても交番で勤務していても、同じでございます。地域の方々に密着して、御意見・御要望を賜りながら警察活動をしていくことは交番勤務員も同じでございますので、駐在所と交番で変わったことではございません。

駐在所員は、基本一人勤務でございますので、駐在所のエリアを1人で勤務しております。交番化されますと、例えば五、六人の交番勤務員が、少しエリアは広がりますけれども、その管内を受け持つこととなります。交番勤務員も一人一人が所管区という自分の受持ち区域を持っておりまして、この区域はA巡査の区域などと決まっておりますから、今、駐在所員が一人で大きく持っている管轄、これは仮の話でございますけど、例えば

二、三人でその管轄を持つこととなりますので、地域に密着した活動もよりきめ細やかにできると考えているところでございます。

扶川委員

今後、板野郡に関しても、交番と駐在所の統廃合の問題が出てまいります。そのときに、住民の方の理解を得るために、一つは治安情勢がこれで改善したということと併せて、相談件数も増えた、地域密着型の活動も増えたというデータもしっかり取っていただいて、それを広報に使うことで円滑に統廃合が進んでいくようにしていただきたいと要望しておきたいと思っております。

その際に一つ、できたら本部長にお尋ねしたいのですが、交番になったからといって警察官が上から目線にならないように、人数が多くなって体制が強化されたからといっても親しまれる警察官として、悪い人にはそれなりの対応をし、住民に対しては腰の低い対応をすることをきちんと教育していただきたいとお願いしたいのですが、どうですか。

根本警察本部長

地域警察の再構築についての御質問ですが、先ほど、企画課長から説明がございましたように、再構築に向けた中長期ビジョンを現在進めているところでございます。こうした地域警察官に対する指導・教養を今後しっかり行いまして、地域住民の方々に密着して、そしてまた親しみのある存在として、今後の地域の安全安心に向けて取り組んでまいります。

中山委員

先ほどの岩佐委員の質問に関連して、お伺いしたいと思います。

基本的に道路使用の許可申請というのは、許可を受けようとしている地域の警察署に出すものなのでしょうか。

船本企画課長

例えばでありますけれど、道路工事でありますとか、そういったことで道路使用許可の申請が出されます。つまり、道路工事をする所を管轄する警察署に申請を出すのが原則でございます。

中山委員

そうしたら、仮に小松島市の建設業者が吉野川市や三好市で工事を請け負ったときに道路使用許可申請を出す場合は、吉野川警察署か三好警察署まで行かなくてははいけない。先ほど、那賀町はこれから事前審査制度を設けていこうというふうなことを伺って、新聞でも拝見したのですが、非常に良い制度だと思います。

今言ったように、小松島市から吉野川市や三好市に行くのは非常に遠いです。だから、それを全県で事前審査制度が適用されるように、これから詳細を詰めていくという話だったので、そのようなことを視野に入れながら考えていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

船本企画課長

事前審査のお尋ねでございます。

道路使用許可のことで御答弁させていただきましたけれど、阿南警察署と那賀警察署は来年の春に統合いたします。一つは、統合する警察署だということであります。もう一つは、那賀町は県下の町村の中で群を抜いて広い面積を持っております。統合して、治安対策上、スケールメリットを生かして良くなるだろうということによってやっておりますけれども、その中で、この道路使用許可を阿南警察署だけで受付をしますと御不便を掛けるだろうということで、組織の中で今検討しているところでございます。繰り返しになりますけれども、統合に合わせたこと、管内が広いという2点がございまして、統合で交番化する那賀庁舎で窓口を設けることができるということでやっております。

事前審査につきましても、それに併せた制度でございますので、今回、阿南警察署と那賀警察署の統合における、いわゆる社会実験と言いますか、試行的に来年4月1日からやってみたい、そして、いろんなことをやって検証して今後につなげていきたいと考えております。

中山委員

エリアが広いということに関しましては、先ほど申しましたように、小松島市から吉野川市や三好市まで行ったら、もっとエリアが広がるわけです。そういうことを踏まえて、来年4月から社会実験を行うということですが、県民サービスの向上にもつながると思うんです。県庁の中でも、書類で行ったり来たりしなくてはいけないこともたくさんあるので、事前に審査してもらって、1回で済めば時間も短縮になるし、本当に県民サービスの向上にもつながると思うので、エリアが広いからというのは言い訳にしかすぎない。

徳島全県で仕事をしている人もたくさんいらっしゃるの、そういうことを考慮に入れながら、今後4月から運営して状況を鑑みて、今でも聞くだけで絶対良い制度だと思うので、その辺のことも視野に入れて、事前委員会なのでこのくらいにしておきますけれど、これは強く要望したいと思います。最後にいかがでしょうか。

船本企画課長

委員から、事前審査を県下全域にというお話でございました。正に阿南警察署と那賀警察署の統合につきまして、道路使用許可の一つ視点を置きましてやっておりますけれども、警察が取り扱う許認可業務もたくさんございます。そういった全ての許認可について、イノベーションということで組織の検討も図っているところでございます。こうした点も含めまして、県下全体の広がりということにつきましては、委員の御示唆も踏まえまして検討してまいりたいと思っております。

岡田委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

議事の都合により、小休いたします。（11時35分）

岡田委員長

再開いたします。（11時38分）

これをもって、質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時38分）